

BEPS の基礎－中国への影響

Novembre 2015



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2015 年 1 月時点で、世界 73 ヶ国に業務を展開し、15,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

概要

国際税務分野における新たな取り組みである BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) という言葉がメディアを賑(にぎ)わすようになってきました。今回は BEPS について、中国におけるその影響も含めて、その導入部分として、解説していきます。

近年、経済のグローバル化が進み、多くの企業が国境の垣根を越えて、オペレーションを行うようになりました。多国籍企業の増加と同時に税制の抜け穴を利用した国際的な税制対策も一般的になり、国際税務分野における新たな取り組みである BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）という言葉がメディアを賑（にぎ）わすようになってきました。今回は今話題となっている BEPS について、中国におけるその影響も含めて、その導入部分として、解説していきます。

1. BEPS とは

ここでいう BEPS とは「多国籍企業が、グループ関連者間での国際取引につき、その所得を高課税の法的管轄国・地域から無税または低課税の法的管轄国・地域に移転させることで、国際的二重非課税を生じさせるもの」であり、リーマンショック後に欧米の財政状況が悪化した中で、多国籍企業による租税回避行動が政治問題化したことで、より注目を集めることとなりました。

例えば、国際的課税負担低減のために採用していた「ダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチ」と呼ばれるスキームは、各地で得た利益をアイルランド、オランダ、英国領バミューダに送金することにより、税率の高い英国においては課税所得を極めて効率的に低減するというものです。

これらの租税回避行動は各国税法上、合法であるものの、過度な租税回避に対しては、社会から大きな批判を浴びる結果となりました。これらの意図的に多数の国を跨（また）ぐような税源浸食と利益移転を防ぐには、2 国間の条約だけでは不十分です。より多くの国において同時に採用できるような制度的な担保の必要性が議論されるようになり、今までの 2 国間条約を越えた包括的な枠組みが必要となりました。

2. BEPS の経緯

2012 年 6 月に G20 サミットにおいて「税源浸食と利益移転を防ぐ必要性」について再確認がとられました。また、経済協力開発機構（OECD）租税委員会本会合においても、米国から「税源浸食と利益移転」が法人税収を著しく喪失させている点を憂慮しているとの問題提起がなされ、BEPS プロジェクトが開始されました。時を同じくして、多国籍企業による租税回避スキームが政治問題化したことにより、BEPS に対する取り組みはさらに加速することとなりました。2013 年 2 月には、早くも税源浸食に対する対応の方向性を示した OECD 報告書「税源浸食と利益移転への対応（Addressing Base Erosion and Profit Shifting）」（以下、BEPS 報告書）が公表されました。その後、同年 7 月には後ほど説明する BEPS 行動計画として 15 のアクションプランが公表され、2015 年 10 月に BEPS 行動計画に関する最終報告書が公表されました。今後は、日本を含む OECD 加盟国や中国を含む G20 メンバーが、それぞれの国内における制度化に向けた動きを取るステージに移行することになります。

3. BEPS 行動計画

前述の OECD による BEPS 行動計画において、具体的に下記 15 のアクションプランが策定されており、各項目の方向性が記されています。

No.	行動計画
1	電子商取引課税 電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成。
2	ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認 ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間での取扱い（例えば法人か組合か）が異なることを利用して両国の課税を免れる取引。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内法の規定を策定する。
3	外国子会社合算税制の強化 外国子会社合算税制（一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算）に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限 支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。また、親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する。
5	有害税制への対抗 OECD の定義する「有害税制」について ① 現在の枠組みを十分に活かして（透明性や実質的活動等に焦点）、加盟国の優遇税制を審査する。 ② 現在の枠組みに基づき OECD 非加盟国を関与させる。 ③ 現在の枠組みの改定・追加を検討。
6	租税条約濫用の防止 条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告を策定する。
7	恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止 人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために、租税条約の恒久的施設（PE：Permanent Establishment）の定義を変更する。
8	移転価格税制（①無形資産） 親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じる BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する。
9	移転価格税制（②リスクと資本） 親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分による BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。
10	移転価格税制（③他の租税回避の可能性が高い取引） 非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じる BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。
11	BEPS データの収集分析とその対応 BEPS の規模や経済的効果の指標を政府から OECD に集約し、分析する方法を策定する。
12	タックス・プランニングの報告義務 タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定する
13	移転価格関連の文書化の再検討

	移転価格税制の文書化に関する規定を策定する。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる。
14	相互協議の効果的实施 国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定する。
15	多国間協定の開発 BEPS 対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析する。その後、多国間協定案を開発する。

4. 中国における BEPS 対応

中国は OECD の正式なメンバーではないものの、今年 2015 年に OECD との協力協定に署名し OECD 開発センターのメンバーとなっていること、さらに、2016 年には G20 の議長国となることから、既に様々な政治宣言の中で BEPS への対応に強い支持を表明しています。具体的には、OECD による 2015 年 10 月 5 日の BEPS 行動計画最終報告書の公表後、10 月 10 日には中国国家税務総局により中国語翻訳版の最終報告書が公表されています。従って、近い将来、中国税法においても BEPS 行動計画が導入される可能性が高まっており、課税所得の調査により一層注力するとともに G20 の規定に沿った法体系整備が加速することが予想されます。今後、当記事においても、上記 BEPS の各アクションプランが中国に与える具体的な影響を解説していきます。

CONTACT

Mazars

Japan Desk

佐藤 尚吾 Sato Shogo
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. shogo.sato@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

Japan Desk BEIJING OFFICE

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 10 8429 8078

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

901 City champ Building

No.12 Tai Yang Gong Zhong Lu, Chao Yang District,
100028, Beijing, China

Tel. +86 10 8429 8078

Fax. +86 10 8429 8081

More informations on
www.mazars.cn